

社会保険料に係る日仏租税条約の適用関係

税理士 高山 政信

〔事例〕

日仏租税条約が改正され、日仏社会保障協定に関連して相手国の社会保障制度に対して支払われる社会保険料についての措置が導入されたようだが、内国法人甲社に勤務する日本人社員Aが甲社のフランス子会社乙社に3年間の予定で勤務する場合、フランスに就労しながらフランスの社会保障制度の加入が免除され、日本の社会保障制度に引き続き加入することになるが、フランスにおいて所得控除等の措置を受けることができるうことになるのか。

〔ポイント〕

日仏租税条約の改定に伴い、社会保険料について規定されることになったが、次の項目に分けて検討する。

- 1 日仏租税条約の改定の経緯と概要
- 2 日仏社会保障協定の概要
- 3 日仏租税条約18条（退職年金）2項について
- 4 1995年議定書の改正及び交換公文

〔検討〕

1 日仏租税条約の改定の経緯と概要

(1) 経緯

日仏租税条約の改定は、平成18年1月に交渉

が開始され、改定の内容は、1995年議定書の改定という形で行われた。改正議定書は、それぞれの国内での所定の手続を経て、平成19年1月12日パリにおいて署名が行われ、同年3月9日に国会へ提出され、同年6月7日に承認された。

(2) 概要

- ① 投資所得（配当、利子、使用料）に対する源泉地国課税が、日米・日英租税条約の改正と同様に、大幅に減免された（同条約10~12条）。
- ② 日仏社会保障協定の締結により、フランスから我が国に派遣される者がフランスの社会保障制度のみに加入することが可能になることに対応し、フランスの社会保障制度に納付する社会保険料について、一定の要件のもとで我が国において所得控除等が認められることとなった（同条約18条）。
- ③ 匿名組合契約に関する匿名組合員が取得する所得又は収益に対して、国内法に従って課税権が確保できることとされた（同条約20条のA）。
- ④ 投資所得に対する源泉地国免税が大幅に導入されたことに伴い、日英租税条約と同様に、源泉地国免税等を受けることができる者を一定の要件を満たす適格な相手国居住者に限定するなどの特典制限条項が導入された（同条約22条のAなど）。

2 日仏社会保障協定の概要

日仏間における給与所得者等に課される社会保障の二重適用と掛け捨て問題を解消するため、日仏間において社会保障協定（正式名称「社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定」：以下「日仏社会保障協定」という。）が平成17年2月に署名されている。今回の日仏租税条約の改正議定書では、この社会保険料条項もあり、当該協定と租税条約の改正はリンクしていることになる。

日仏社会保障協定では、二重加入の防止のため、一定期間の勤務であれば相手国において社会保険料を免除することとされており、外国勤務中、日本と外国のいずれかの社会保険料を支払うことで掛け捨てを防止し、かつ、年金加入期間の通算を可能にする。

日本企業の社員がフランス子会社等に5年以内の期間で勤務する場合、協定がない場合は、日本の社会保障制度とフランスの社会保障制度に加入しなければならなかったが、協定締結後は日本の制度に加入すればよく、フランスの制度は適用免除となる。

今回の改正において、条約相手国において支払われる社会保険料について、就労地国で所得控除を認めるというこれまでにない措置を規定しており、社会保険料に関する租税条約上の取扱いについて新しい規定を設けている。

3 日仏租税条約18条（退職年金）2項について

改正議定書12条において、日仏租税条約18条の退職年金条項を次のように改正することとされた。すなわち、一方の締約国において設けられ、かつ、課税上認められた社会保障制度に対し、他方の締約国内において役務を提供するそ

の他方の締約国の居住者である個人又はその個人に代わる者が支払う強制保険料（その個人が役務の提供を開始する日から継続して5年を超えない期間に支払われるものに限る。）については、一定の要件を満たす場合に限り、他方の締約国におけるその個人の租税の額の決定に際して、一方の締約国において課税上の救済の対象とされない範囲で、他方の締約国において課税上認められた社会保障制度に対して支払われる強制保険料と同様の方法並びに類似の条件及び制限に従って取り扱うことになる。

次の①から③に掲げる要件を満たす場合には、社会保険料の控除が認められる。

- ① Aがフランス勤務直前に、フランス居住者ではなく、日本の社会保障制度に参加していたこと。
- ② 日本の社会保障制度がフランスにおいて課税上認められた社会保障制度に一般的に相当するものとしてフランスの権限ある当局によって承認されていること。
- ③ 日本において社会保険料に賦課される給与等が、フランスにおいて課税となること。

4 1995年議定書の改正及び交換公文

(1) 改正議定書

1995年議定書に9Aが追加され、フランス居住者が5年以内の勤務により取得する給与等に対して、各課税年度において、次の①又は②に規定する額のいずれか低い額を限度として日本で租税を課さないこととされている。

- ① フランス居住者又は当該居住者に代わる者が、日仏いずれかに設けられ、かつ、課税上認められた社会保険料の支払総額（フランスで課税上控除されたものを除く。）
- ② 日本の課税上控除できる総保険料の総額

(2) 交換公文

交換公文では、次の内容が了解されている。

- ① フランスの社会保険料について日本で所得控除を行う場合、日本で社会保険料として支払われる総保険料の上限額を限度とする。
- ② 日本の社会保険料についてフランスで所得控除を行う場合、フランス税法の規定に従い、本条18条2項、議定書9B及び9Cに定める要件を満たすことを条件として、フランスにおいて全額控除する。
- ③ これらの社会保険料に係る雇用者負担金が就労地国における個人の課税所得とならない。日本に5年以内で勤務するフランス人社員あるいは、フランスに5年以内で勤務する日本人社員の場合、その勤務している就労地国の社会保険料ではなく、フランス人社員の場合はフランス、日本人社員の場合は日本と、就労地国以外の国の社会保険料を支払うことから、このような規定振りになったものと思われる。

また、日本とフランスの間で社会保障協定が締結されたが、それぞれの社会保障制度の内容が異なることから、フランスの社会保険料について日本で所得控除を行う場合、日本で社会保険料として支払われる総保険料の上限額を限度とする金額制限の規定があり、さらに、社会保険料に係る雇用者負担金が就労地国における個人の課税所得とならないことが明記されたことで個人の所得課税に影響するものと思われる。

5 まとめ

Aは、日仏租税条約18条2項に規定する要件を満たす限り、フランスにおいて日本の社会保険料は個人所得税の申告において、所得控除されることになる。

また、同様にフランス人が、5年以内の期限で日本に就労する場合、フランスの社会保険料は、日本の所得税の計算上控除されることになる。

企業税制研究所・国税通則検討委員会からのお知らせ

国税通則検討委員会においては、2008年7月17日（木）及び2008年7月28日（月）に下記のとおり検討WGを開催することを予定しています。

〔第9回 納税者保護に関する検討WG〕

- ・日 時：2008年7月17日（木） 午後6時30分～8時30分
- ・内 容：「フランスにおける税務調査と納税者の防衛権保障」
- ・報告者：吉村典久 慶應義塾大学法学部教授

〔第8回 紳税義務の履行に関する検討WG〕

- ・日 時：2008年7月28日（月） 午後6時30分～8時30分
- ・内 容：「一般的租税回避否認規定の提案と課題」

・報告者：酒井克彦 国士館大学法学部教授

※ 両日とも、会場については、企業税制研究所HPをご確認ください。

〔お問合せ〕

企業税制研究所の正会員でない方も、報告会の傍聴が可能です。ご希望の方は、企業税制研究所まで、ファックス又はメールにてお申込み下さい。

なお先着順で席数に達しましたら締め切らせていただきますことをあらかじめご了承願います。

- ・企業税制研究所
FAX 03-5282-7059
e-mail : jimukyoku@cti.or.jp
http://www.cti.or.jp/